

厚木市立病院倫理審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 厚木市立病院における人を対象とした医学研究（以下「研究」という。）について、「ヘルシンキ宣言」（1964年世界医師会採択）及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）その他の指針の趣旨に沿って倫理的配慮が図られ、かつ科学的根拠に基づいているか審議するため、厚木市立病院倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について倫理的及び科学的観点から審議する。

- (1) 委員長に対し臨床研究審議申請書により申請がなされた事項
- (2) 院長より意見を求められた事項
- (3) その他委員長が審議を要すると認めた事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 診療部門職員のうち医師 1名以上
 - (2) 医療技術部門（薬剤科を除く）職員 1名以上
 - (3) 看護部門職員 1名以上
 - (4) 事務部門職員 1名以上
 - (5) 薬剤科職員 1名以上
 - (6) 外部の学識経験者 2名以上
- 2 前項に掲げる委員には、次の各号に掲げる者が各1名以上含まれなければならない。
- (1) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者
 - (2) 一般の立場から意見を述べることのできる者
- 3 第1項の委員は、男女両性で構成する。
- 4 委員は、院長が任命又は委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じたときは補欠委員を選任し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員長は、第3条第1項に規定する委員の中から院長が指名し、副委員長は、委員長が指名する。
- 2 委員長は、委員会を主宰し、委員会を代表する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 委員会は、次の要件をすべて満たさなければ、開くことができない。
 - (1) 委員の3分の2以上が出席すること。
 - (2) 第3条第1項第6号に掲げる委員のうち2名以上が出席すること。
 - (3) 第3条第2項各号に掲げる委員がそれぞれ1名以上出席すること。
 - (4) 第3条第3項の規定を満たすこと。
- 3 委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の合意をもって決するものとする。ただし、委員長は、出席委員全員の合意が得られるよう努めなければならない。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(迅速審査)

第7条 委員会の審議事項のうち、委員会が予め指定したものについては、会議を開催することなく、委員会が指名する委員によって次の方法により審査をすることができる。ただし、委員会の審議が必要と委員長が判断した場合は、会議を開催し委員会の議決を求めなければならない。

- (1) 委員長は、指名した委員に対し、書面により当該審議事項の賛否を問うものとする。なお、委員が書面の送付を受けて2週間を経ても、委員長に対し異議を述べないときは、当該審議案に対して賛成の意思を表明したものとみなす。
- (2) 指名したすべての委員より賛成の意思が表明されたとき、委員会として賛成の議決があったものとみなす。
- (3) 第1号の規定による賛否の聴取の結果、当該審議案に異議を表明した委員があったときは、委員長は、当該決定に係る事項を委員会の審議に付し、委員会の議決を求めなければならない。この場合において、異議を述べた委員は当該異議に理由を付さなければならない。

(審議の申請方法)

第8条 申請者は、臨床研究審議申請書(様式1)により、委員長に審議を申請しなければならない。

(審議結果の通知)

第9条 委員長は、審議終了後、その結果を臨床研究審議結果通知書(様式2)により、申請者に通知するものとする。

- 2 委員会は、第2条第1項第2号の規定により意見を求められた事項の審議結果について、必要な意見を付して院長に報告するものとする。

(公開)

第10条 委員会の委員名簿並びに会議の記録及び概要を原則公開しなければならない。ただし、研究対象者等の人権、個人情報、研究の独創性又は知的財産権の保護に支障が生じる恐れのある部分については、委員会の決定により、非公開とすることができる。

(国への報告)

第11条 委員会の委員名簿、開催状況等の必要事項を年一回厚生労働大臣等に報告しなければならない。

(庶務)

第 12 条 委員会の庶務は、事務部門病院総務課において処理する。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(厚木市立病院倫理委員会規程の廃止)

2 厚木市立病院倫理委員会規程（平成29年4月1日施行）は廃止する。

6 倫理上の 配慮点	<p>(1) 患者の人権の擁護について</p> <p>(2) 患者への不利益並びに危険性と医学上の貢献度の予測について</p> <p>(3) 患者又は家族に対する内容の告知及び同意の仕方について</p> <p>(4) その他</p>
7 その他	

* 枠内に書ききれない場合は、別紙記載のこと。

(様式2)

臨床研究審議結果通知書

西暦 年 月 日

申請者 所属・職名

氏名 _____ 様

倫理審査委員会委員長

受付番号 _____

課題名 _____

西暦 年 月 日付で申請のあった上記課題に係る _____
についての審議結果を、厚木市立病院倫理審査委員会設置要綱第9条に基づき、下
記のとおり通知する。

審 議 結 果	
------------------	--